

令和 7 年 度

男鹿市財政援助団体等監査結果報告書

男 鹿 市 監 査 委 員

監 第 32 号
令和7年10月28日

男 鹿 市 長 菅 原 広 二 様
男 鹿 市 議 会 議 長 小 松 穂 積 様
男鹿市教育委員会教育長 鈴木 雅 彦 様

男鹿市監査委員 鈴木 誠

男鹿市監査委員 太 田 穰

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和7年度の財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

目 次

I 監査の対象	1
II 監査の着眼点	1
III 監査の主な実施内容	2
IV 監査の日程、対象団体、担当課及び実施場所等	2
V 監査の結果	4

【財政援助団体】

・ 春日井市交流学習会訪問団	7
・ 五里合クルマエビ生産研究会	8
・ 株式会社 台島大謀	9
・ 男鹿冷凍 株式会社	10
・ 株式会社 児玉冷菓	11
・ 日本海メロンマラソン実行委員会	12
・ 一般社団法人 男鹿市スポーツ協会	13
・ 社会福祉法人 男鹿市社会福祉協議会	14
・ 株式会社 こばと	15
・ 一般社団法人 男鹿市観光協会	16
・ 株式会社 おが地域振興公社	17
・ 男鹿温泉郷協同組合	18
・ 株式会社 SKO	19

【指定管理者】

・ 男鹿温泉郷協同組合（男鹿温泉交流会館五風）	20
・ 男鹿市スポーツ協会・正和会・むつみJV（男鹿市体育施設16施設）	21
・ 男鹿駅周辺広場賑いづくり共同事業体（男鹿駅周辺広場）	22
・ 公益社団法人 男鹿市シルバー人材センター（男鹿市斎場）	23

財政援助団体等監査結果報告

I 監査の対象

令和6年度において、市が財政的援助を行った団体の中から13団体を、指定管理者として公の施設の管理・運営を行った団体の中から4団体をそれぞれ抽出し、監査の対象とした。

II 監査の着眼点

当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行状況について、次の点に主眼をおいて監査を実施した。

1 財政援助団体

- (1) 財政援助団体及び担当課等の補助金等交付手続は、条例、規則及び要綱等に基づき適正に行われているか。
- (2) 補助金等は、交付目的に沿って適正に執行されているか。また、住民福祉の面から十分な効果を発揮しているか。
- (3) 補助金等に係る会計処理は、適正に行われているか。また、会計処理上の責任体制は、明確であるか。

2 指定管理者

(担当課等)

- (1) 指定管理者の指定は、法及び条例等に基づいて適正に行われているか。
- (2) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (3) 指定管理者に対して、適時・適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。また、事業報告書の点検は適切になされているか。

(指定管理者)

- (4) 公の施設は、関係法令等（条例を含む。）の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。
 - ア 公の施設の管理に係る会計経理は適正になされているか。
 - イ 管理運営は事業計画及び収支計画に沿って運営されているか。
 - ウ 住民の平等利用は確保されているか。
- (5) 事業報告書は適正に作成され、期限内に提出されているか。また、経費節減は図られているか。
- (6) 利用料金の収納は適正に行われているか。

Ⅲ 監査の主な実施内容

監査は、男鹿市監査基準に準拠し、次のとおり実施した。

1 財政援助団体

担当課等からは補助金等の交付決定に関する原議書類、実績報告書等の関係書類を、財政援助団体からは決算書、収支証拠書類等の提出を求め、当該書類の確認、閲覧及び質問等の監査手続を適用して、出納その他の事務の執行が財政的援助等の目的に沿って行われているか、監査した。

2 指定管理者

担当課等からは事業報告書等の関係書類を、指定管理者からは管理業務に係る関係書類及び帳簿の提出を求め、当該書類の確認、閲覧、質問及び実査等の監査手続を適用して、出納その他の事務の執行が公の施設の指定管理の目的に沿って行われているか、監査した。

Ⅳ 監査の日程、対象団体、担当課及び実施場所等

1 財政援助団体

日 程	対 象 団 体	補 助 金 等 の 名 称	担 当 課	実 施 場 所
令和 7 年 9 月 30 日 (火)	春日井市交流学习会訪問団	男鹿市・春日井市児童交流学习 習会補助金	こども未来課	監査委員事務局
	五里合クルマエビ生産 研究会	養殖業定着促進事業費補助 金（クルマエビ）	農林水産課	
	株式会社 台島大謀	漁業経営復旧・再開支援対 策事業費補助金		
	男鹿冷凍 株式会社	男鹿市販路拡大支援事業費 補助金	男鹿まるごと 売込課	
	株式会社 児玉冷菓			
	日本海メロンマラソン 実行委員会	日本海メロンマラソン補助 金	文化スポーツ 課	
	一般財団法人 男鹿市 スポーツ協会	OGA Namahage Summer Cup 高 校生バスケットボール大会 補助金		

日 程	対 象 団 体	補 助 金 等 の 名 称	担 当 課	実 施 場 所
10月 1 日 (水)	社会福祉法人 男鹿市 社会福祉協議会	男鹿市社会福祉協議会補助 金	福祉課	監査委員事務局
	株式会社 こばと	男鹿市食育連携推進事業費 補助金	子育て健康課	
	一般社団法人 男鹿市 観光協会	(一社) 男鹿市観光協会補助 金	観光課	
	株式会社 おが地域振 興公社	男鹿版DMO推進事業費補 助金		
	男鹿温泉郷協同組合	冬季誘客推進事業費補助金		
	株式会社 SKO	男鹿市宿泊事業者省人・省力 化等支援事業費補助金		

2 指定管理者

日 程	対 象 団 体	公 の 施 設 の 名 称	担 当 課	実 施 場 所
10月2日 (木)	男鹿温泉郷協同組合	男鹿温泉交流会館五風	観光課	監査委員事務局 男鹿温泉交流会 館五風
	男鹿市スポーツ協会・ 正和会・むつみJV	男鹿市体育施設16施設	文化スポーツ 課	監査委員事務局 男鹿市総合体育 館
10月3日 (金)	男鹿駅周辺広場賑いづ くり共同事業体	男鹿駅周辺広場	男鹿まるごと 売込課	監査委員事務局 男鹿駅周辺広場
	公益社団法人 男鹿市 シルバー人材センター	男鹿市斎場	生活環境課	監査委員事務局 男鹿市斎場

V 監査の結果

1 財政援助団体

監査の対象とした各財政援助団体（13団体）の補助事業については、概ね適正に実施されているが、一部に改善すべき事項等があったので、事業執行に当たって、留意されたい。

(1) 補助金の交付手続について

補助金の交付手続を確認したところ、

- ・ 事業計画に事業実施期間が記載されていない
- ・ 交付申請が事業開始日より大きく遅れている
- ・ 事業費の内訳が記載されておらず、詳細が確認できない
- ・ 交付要綱で補助対象として示されていない経費について、要綱の改正を行わず補助対象とした
- ・ 事業実績書における成果等の記載内容が不十分となっている

等の状況が見られた。

交付手続は、事業の申請内容を的確に把握し、厳正な審査を行うとともに、事業を確実かつ効率的・効果的に執行するため、男鹿市補助金等交付規則のほか、各部・課の補助金交付要綱等に基づいて適正に行うべきであり、財政援助団体への適切な指導等に努められたい。

(2) 補助金の交付について

ア 補助金は、事業目的の達成のため、真に必要な経費を対象として助成すべきものであり、交付要綱等において補助対象経費が明示されているが、収支予算書や決算書の支出内容を確認すると、対象経費と対象外経費が区分されずに記載されているものが見られた。

補助金の算定根拠を明らかにするためにも、交付要綱等で補助対象外経費を例示するなどし、支出を区分するよう指導されたい。

イ 補助金の支払いについては、事業の円滑な推進等のためとして、概算払や前金払を行っているものが多いが、その区別が明確にされていないものがあるので、事業内容や支払の申請理由等を踏まえて、適正に行われたい。

ウ 事業終了後に収支残額が生じたことから、次年度に必要とする物品の購入費として支出したものが見られた。

補助金の不用額が生じた場合は、実態の把握に基づいて、精算したうえで返還等の手続を進めるなど、適正な交付に努められたい。

なお、経理状況等については、関係書類・帳簿等の写しで確認している場合が多いが、必要に応じて、実地での確認を行うよう努められたい。

(3) 事業実施後の指導・支援等について

事業の効果は、実施後に直ちに発現するものだけではないことから、財政援助団体と市の関係は、補助金の交付をもって終わりとするものではなく、必要に応じて実施後の状況確認や効果の検証に努めるとともに、助言や支援、指導等を継続することによって、着実な効果の発現につなげられたい。

(4) 補助事業の終期の設定について

補助金の交付については、「補助金の見直しに関する指針」により、長期化・固定化による既得権益化の懸念等から、交付期間を原則として3年間としており、多くの補助事業では、交付要綱等で終期を設定しているが、明示していないものが見られたので、終期の設定を徹底されたい。

なお、終期を延長する場合や、設定しない場合は、その理由を明確にされたい。

2 指定管理者

監査の対象とした指定管理者（4団体）による公の施設の指定管理については、概ね良好な管理・運営が行われていると認められるが、業務をより適正かつ円滑に進めるため、次の事項に留意されたい。

(1) ガイドライン等の遵守について

指定管理者制度によって、公の施設を適正かつ円滑に管理・運営するために必要な事項は、「指定管理者制度の運用に係るガイドライン」や「指定管理者制度のモニタリング基準」、施設ごとの基本協定書等で定められているが、経理事務の方針や体制等のルールを定める経理規定が設定されていないものや、担当課の定期的な施設への立ち入り等による、業務の実施状況の確認が適切に行われていないもの等が見られた。

管理・運営が漫然と行われることのないよう、ガイドライン等の順守を徹底されたい。

(2) 指定管理業務と自主事業の区分について

指定管理者が行う自主事業は、利用者の一層の増加や指定管理者の収益の向上等に向けて、指定管理業務を妨げない範囲で、市の承認を得て積極的に実施することが望まれており、その運営は、自主採算で行うこととされている。

経費の支出状況を確認すると、指定管理業務と自主事業の区分が不明確と思われる状況が見受けられるので、それぞれの額の算定根拠等を明確にするとともに、モニタリングを通じた管理経費の状況の確認等により、指定管理料を適正に支出されたい。

なお、自主事業については、指定管理者の人材不足等によって、新規の取組が難しくなっている状況等が見られるので、担当課においても適時・適切な支援・協力を努め、より効果的な事業の運営につなげられたい。

3 その他

その他の事務処理上の軽微な誤りや不備な点については、監査時に担当職員に口頭で指導し、又は改善を要望した。

各財政援助団体及び指定管理者の監査結果は、次のとおりである。

春日井市交流学習会訪問団

1 補助金等の名称

男鹿市・春日井市児童交流学習会補助金

2 補助金等の交付額

1,160,000円（市全額）

3 補助金等の交付根拠条例等

男鹿市教育委員会補助金交付要綱

4 補助金等の交付目的

男鹿市・春日井市児童交流学習会を通じ、児童が他地域の生活様式や伝統文化に触れることで郷土を見つめ直し、また、礼儀・挨拶の大切さや思いやりの心を学ぶ機会とするため、春日井市訪問に要する経費の一部を助成する。

5 事業概要と実績

(1) 事業概要

男鹿市と愛知県春日井市の児童が相互訪問し、それぞれの地域の特色を学ぶとともに、児童が触れ合う交流学習を実施する。

(2) 実績

令和6年10月18日から20日までの2泊3日の日程で、児童15名、教員等4名が愛知県春日井市を訪問した。

6 事業収入、支出の状況

収 入	1,400,068円	（市補助金の比率 82.9%）
支 出	1,400,001円	（市補助金の比率 82.9%）
差 引	67円	

7 事業の効果

交流を通じて様々な経験を積むことにより、互いの地域に関心をもち理解を深めるとともに、郷土の良さを見つめ直す契機となった。また、地域の特色や規模の異なる子どもたちが様々な活動を通して学び合うことで、大きな成長が見られた。

8 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められる。

なお、交流学習会終了後に生じた収支差額を、次年度に必要とする物品等の購入費として支出しているが、補助金の不用額が生じた場合は、精算して返還等の手続を進めるなど、適正な交付に努められたい。

五里合クルマエビ生産研究会

1 補助金等の名称

養殖業定着促進事業費補助金（クルマエビ）

2 補助金等の交付額

1, 600, 000円（市全額）

3 補助金等の交付根拠条例等

男鹿市農林水産関係補助金交付要綱

4 補助金等の交付目的

近年の海況の変化による漁獲量の減少や魚価の低迷を踏まえ、漁業経営の持続化・安定化を図るため、収益性の高い魚種の蓄養殖技術の確立や事業化に向けた取組を支援する。

5 事業概要と実績

(1) 事業概要

・男鹿版蓄養殖ステップアップ事業

実証実験を通し、試験販売に至った魚種について、事業化を推進するために種苗購入等の経費に対し補助を行う。

(2) 実績

UFB生成装置（ウルトラファインバブル）1基、自動給餌器 1基、酸素流量計 1個、水槽修繕工事等

6 事業収入、支出の状況

収 入	2, 638, 940円（市補助金の比率 60. 6%）
支 出	2, 638, 940円（市補助金の比率 60. 6%）
差 引	0円

7 事業の効果

海上から陸上養殖に切り替えたことにより、生存率が向上し、出荷数も増加しており、1, 200尾のクルマエビを「道の駅おが」で販売した。

8 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められる。

なお、補助対象となる機械・器具等については、補助金交付要綱等で明示するとともに、事業計画において、事業費の内訳を明らかにされたい。

株式会社 台島大謀

1 補助金等の名称

漁業経営復旧・再開支援対策事業費補助金

2 補助金等の交付額

6, 587, 000円（市全額）

3 補助金等の交付根拠条例等

男鹿市農林水産関係補助金交付要綱

4 補助金等の交付目的

自然災害により被害を受けた漁業法人等の定置網の復旧、再建に必要な経費に対して支援する。

5 事業概要と実績

(1) 事業概要

令和6年5月16日から17日の暴風・波浪により損壊した定置網の復旧に必要な経費に対して補助を行う。

(2) 実績

- ・大謀網各種ロープ、サンドバックの購入
- ・漁網修繕、土のう製作工事

6 事業収入、支出の状況

収 入 19, 762, 940円（市補助金の比率 33.3%）

支 出 19, 762, 940円（市補助金の比率 33.3%）

差 引 0円

7 事業の効果

早期に漁業施設等を原状復帰したことにより、漁業生産が維持され、経営の安定化につながった。

8 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められる。

なお、補助対象となる漁具、工事等については、補助金交付要綱等で明示するとともに、事業計画において、事業費の内訳を明らかにされたい。

男鹿冷凍 株式会社

1 補助金等の名称

男鹿市販路拡大支援事業費補助金

2 補助金等の交付額

500,000円（市50%、国50%）

3 補助金等の交付根拠条例等

男鹿市販路拡大支援事業費補助金交付要綱

4 補助金等の交付目的

地域企業等の販路拡大を目的とした商品開発や商品改良等の取組を支援し、地域産業の発展及び雇用の安定化を図る。

5 事業概要と実績

(1) 事業概要

- ・男鹿産シイラを主原料としたレンジ調理可能な新商品の開発
- ・製造工程の効率化のための機器の導入
- ・商品パッケージのデザイン及びサンプル製作

(2) 実績

- ・新商品「シイラの中華風あんかけ」の完成
- ・ふるさと納税返礼品として登録
- ・道の駅おがへの出品

6 事業収入、支出の状況

収 入	1,000,000円	（市補助金の比率 50.0%）
支 出	1,000,000円	（市補助金の比率 50.0%）
差 引	0円	

7 事業の効果

商品開発及び既存商品の磨き上げにより、地域事業等の販路拡大に寄与するとともに、道の駅おが及びふるさと納税返礼品の魅力向上に結び付けることができた。

8 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められる。

担当課においては、開発された新商品等が継続的に販売され、販路の拡大につなげることができるよう、実施後においても、支援・指導等に努めるよう留意されたい。

株式会社 児玉冷蔵

1 補助金等の名称

男鹿市販路拡大支援事業費補助金

2 補助金等の交付額

500,000円（市50%、国50%）

3 補助金等の交付根拠条例等

男鹿市販路拡大支援事業費補助金交付要綱

4 補助金等の交付目的

地域企業等の販路拡大を目的とした商品開発や商品改良等の取組を支援し、地域産業の発展及び雇用の安定化を図る。

5 事業概要と実績

(1) 事業概要

国内大手小売業者への販売や海外への輸出に対応できるよう、人工着色料を使用しない新商品を開発するとともに、原料及び商品保管用のプレハブ冷凍庫を導入する。

(2) 実績

- ・児玉冷蔵のババヘラアイス・フルーツベジタブルの完成
- ・ふるさと納税返礼品として登録
- ・道の駅おがへの出品

6 事業収入、支出の状況

収 入	1,800,000円	（市補助金の比率 27.8%）
支 出	1,800,000円	（市補助金の比率 27.8%）
差 引	0円	

7 事業の効果

商品開発及び既存商品の磨き上げにより、地域事業等の販路拡大に寄与するとともに、道の駅おが及びふるさと納税返礼品の魅力向上に結び付けることができた。

8 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められる。

担当課においては、開発された新商品等が継続的に販売され、販路の拡大につなげることができるよう、実施後においても、支援・指導等に努めるよう留意されたい。

日本海メロンマラソン実行委員会

1 補助金等の名称

日本海メロンマラソン補助金

2 補助金等の交付額

3, 000, 000円（市全額）

3 補助金等の交付根拠条例等

男鹿市観光文化スポーツ部文化スポーツ課補助金交付要綱

4 補助金等の交付目的

日本海メロンマラソンの運営を支援するとともに、若美メロンの販売促進PRに資する。

5 事業概要と実績

(1) 事業概要

若美メロンのPRを目的に、若美陸協、JA、行政が主体となり、市民ボランティアの協力を得て実施し、本市のスポーツ振興に資するほか、関係人口の拡大、宿泊等の経済波及効果の増大を図る。

(2) 実績

・コース設定	ハーフ、10 km、5 km、3.3 km及び3.3 kmペア
・エントリー数	3, 090人
・参加（出走）者数	2, 744人（出走率88. 8%）

6 事業収入、支出の状況

収 入	20, 393, 425円（市補助金の比率 14. 7%）
支 出	19, 008, 633円（市補助金の比率 15. 8%）
差 引	1, 384, 792円

7 事業の効果

本市の特産品である若美メロンを全国にPRできるとともに、交流人口の拡大と宿泊等による地域経済の活性化に寄与している。

8 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められる。

本マラソンは知名度が高く、地域経済への波及効果に対する期待も大きいので、ボランティアの確保やメロンの調達等の課題の解決に向けて、関係者が一体となって取り組み、安定的な運営を維持されるよう望みたい。

一般社団法人 男鹿市スポーツ協会

1 補助金等の名称

OGA Namahage Summer Cup 高校生バスケットボール大会補助金

2 補助金等の交付額

1, 000, 000円（市全額）

3 補助金等の交付根拠条例等

男鹿市観光文化スポーツ部文化スポーツ課補助金交付要綱

4 補助金等の交付目的

OGA Namahage Summer Cup 高校生バスケットボール大会の運営を支援するとともに、競技スポーツの推進並びに交流人口の増加を図る。

5 事業概要と実績

(1) 事業概要

県外有数の高校バスケットチームを招致し、参加チーム相互のレベルアップを図るとともに、県内中学生との交流及び男鹿市内の活性化に寄与する大会を開催する。

(2) 実績

- ・開催日 令和6年7月6日（土）～7日（日）
- ・会場 男鹿市総合体育館
- ・参加チーム 県外高校4チーム、県内中学校5校
- ・市内宿泊者数 115名（保護者除く）

6 事業収入、支出の状況

収入	1, 990, 559円（市補助金の比率 50. 2%）
支出	1, 832, 203円（市補助金の比率 54. 6%）
差引	158, 356円

7 事業の効果

市内及び県内中学生の競技力の向上が図られたほか、男鹿温泉郷への宿泊並びに飲食事業者への昼食発注などにより、交流人口の拡大と地域経済の活性化が図られた。

8 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められる。

なお、事業計画や実績報告の記載内容の適正化に留意されたい。

社会福祉法人 男鹿市社会福祉協議会

1 補助金等の名称

男鹿市社会福祉協議会補助金

2 補助金等の交付額

13,288,000円（市全額）

3 補助金等の交付根拠条例等

男鹿市社会福祉補助金交付要綱

男鹿市社会福祉協議会補助金算定基準

4 補助金等の交付目的

市内における地域福祉の向上を図るとともに、公益性の高い事業を展開する男鹿市社会福祉協議会の安定した運営及び活動を支援する。

5 事業概要と実績

(1) 事業概要

男鹿市社会福祉大会、地域福祉活動事業、地域福祉総合推進事業など、地域福祉の向上を図るための各種事業を実施する。

(2) 実績

- ・男鹿市社会福祉大会 開催日 令和7年2月15日（土）
会 場 男鹿市民文化会館 大ホール
参加者 約300人
- ・地域福祉総合推進事業 地区社協9地区による単身高齢者世帯への訪問等
- ・福祉活動専門員の設置、心配ごと相談事業、男鹿市民生児童委員協議会事務局業務、単身高齢者見守り事業、高齢者健康生きがづくり事業 ほか

6 事業収入、支出の状況

収 入	22,138,474円（市補助金の比率 60.0%）
支 出	22,138,474円（市補助金の比率 60.0%）
差 引	0円

7 事業の効果

各種事業の実施により、地域福祉の推進に寄与している。

8 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められる。

なお、補助金の内示時期が遅く、交付申請が事業開始日より大きく遅れているので、適期に申請できるよう是正されたい。

また、実績報告における事業効果等については、適正に記載されたい。

株式会社 こばと

1 補助金等の名称

男鹿市食育連携推進事業費補助金

2 補助金等の交付額

500,000円（市全額）

3 補助金等の交付根拠条例等

男鹿市食育連携推進事業費補助金交付要綱

4 補助金等の交付目的

全ての市民が健全な心身を培い、豊かな人間性を育むために、食に対する知識や食を選択する力を習得し、健康的な食生活を実践できる力を育む食育を推進する。

5 事業概要と実績

(1) 事業概要

船越小学校の5年生児童が地元食材を活用した料理を考案し、株式会社こばとが運営する「コバトのコトバ」で販売するとともに、児童による販売体験を実施する。

(2) 実績

- ・児童が地元食材を活用した料理を12品考案
- ・うち合作メニューを含めた11品を「コバトのコトバ」で製作・販売（令和6年12月～3月）
- ・児童による販売体験（4回）を実施

6 事業収入、支出の状況

収 入	1, 176, 892円	（市補助金の比率 42.5%）
支 出	1, 176, 892円	（市補助金の比率 42.5%）
差 引	0円	

7 事業の効果

児童は、料理の考案と販売体験を通して地元食材について学ぶとともに、その食材により体を育む良い料理が作り出せることを実感できた。また、店舗での販売により、市民へ食と健康への興味・関心が高まるとともに、地産地消にも寄与した。

8 監査の結果

補助金の交付申請が事業開始日より大きく遅れており、また、実績報告の遅れによって、補助金の支払も遅くなっているため、手続を適正な時期に行うよう、財政援助団体を指導されたい。

また、補助金交付要綱（別表）で交付申請時に補助対象としていない経費について、要綱改正を行うことなく補助対象としている状況が見られるため、是正されたい。

一般社団法人 男鹿市観光協会

1 補助金等の名称

(一社) 男鹿市観光協会補助金

2 補助金等の交付額

5, 000, 000 円 (市全額)

3 補助金等の交付根拠条例等

男鹿市観光文化スポーツ部観光課補助金交付要綱

(一社) 男鹿市観光協会補助金実施要領

4 補助金等の交付目的

観光客の誘致、誘客宣伝及び各種事業の励行により、観光振興を図る。

5 事業概要と実績

(1) 事業概要

- ・誘客宣伝事業 各種キャンペーン、商談会、教育旅行誘致等
- ・誘客推進事業 商品造成・催行、ナマハゲ伝導士試験等
- ・情報発信事業 WEBサイト、SNSによる情報発信及び各種メディア展開
- ・受入対策事業 なまはげシャトル運行支援等 など

(2) 実績

- ・国内、台湾旅行会社での商談会、キャラバン等への参画による誘客促進
- ・秋田県教育旅行誘致キャラバンへの同行 (札幌市内中学校、代理店訪問)
- ・ナマハゲ伝導士養成講座の開催 (令和6年7月11、16、19日)

6 事業収入、支出の状況

収 入	9, 856, 815 円 (市補助金の比率 50.7%)
支 出	9, 856, 815 円 (市補助金の比率 50.7%)
差 引	0 円

7 事業の効果

市と連携した県外、海外への観光キャラバン等により、外国人観光客の宿泊入込数は7,125人(前年比140.9%)となり、教育旅行では、前年比110.8%となる2,134名を受入れた。また、鯛まつりや紅ズワイガニの解禁に合わせた宿泊プランを造成した。

8 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められる。

なお、補助対象と補助対象外の経費について、補助金実施要領で明確に定められており、収支予算及び決算においても、その区分を明確にされたい。

長年の課題となっている専門人材の確保や財政基盤の強化については、抜本的な対策が望まれる。

株式会社 おが地域振興公社

1 補助金等の名称

男鹿版DMO推進事業費補助金

2 補助金等の交付額

27,400,000円（市50%、国50%）

3 補助金等の交付根拠条例等

男鹿市観光文化スポーツ部観光課補助金交付要綱（市）
デジタル田園都市国家構想交付金（国）

4 補助金等の交付目的

DMO法人の運営促進により、地域一体となった観光振興を図る。

5 事業概要と実績

(1) 事業概要

観光地域づくりの舵取り役として、地域資源を活用した観光振興と地域経済の活性化を図るため、商品造成、マーケティング、情報発信等を一体的に推進する。

(2) 実績

・スポーツツーリズム

1) レンタサイクル事業（E-BIKE等） 実績 549件 売上 1,403千円

2) Fine Camping Service Sceito 実績 23組 売上 667千円

・ナマハゲ文化ツーリズム

「男鹿のナマハゲ行事」を体験する！プレミアムツアー 実績 7名

・インバウンド対応（セールス素材動画の作成）、満足度調査の実施 など

6 事業収入、支出の状況

収 入 30,417,773円（市補助金の比率 90.1%）

支 出 30,417,773円（市補助金の比率 90.1%）

差 引 0円

7 事業の効果

ナマハゲなどの地域資源を活かした体験型観光の推進や情報発信により、地域の知名度の向上に加え、住民の地域参画意識や誇りの醸成にもつなげるなど、持続可能な地域づくりに寄与した。

8 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められる。

男鹿温泉郷協同組合

1 補助金等の名称

冬季誘客推進事業費補助金

2 補助金等の交付額

1, 500, 000円（市全額）

3 補助金等の交付根拠条例等

男鹿市観光文化スポーツ部観光課補助金交付要綱

4 補助金等の交付目的

男鹿温泉郷交流会館五風を活用した観光コンテンツの造成により、冬季誘客の促進を図る。

5 事業概要と実績

(1) 事業概要

- ・SNSを踏まえたフォトスポットづくり
- ・なまはげ太鼓ライブの臨時開催
- ・なまはげ柴灯まつりに繋げるイベントの開催
- ・体験型観光コンテンツの拡充

(2) 実績

- ・太鼓ライブ 期間：11月～3月 講演回数：60回 来場者数：4,489人
- ・体験コンテンツ ガラスの浮き球づくり、缶バッチづくり 体験者数：208人
- ・なまはげ柴灯まつりに繋げるイベント 期間：1～2月 実施回数：3回

6 事業収入、支出の状況

収 入	3, 750, 125円（市補助金の比率 40.0%）
支 出	3, 750, 125円（市補助金の比率 40.0%）
差 引	0円

7 事業の効果

太鼓ライブは、インバウンドの旅行代理店からの評価は良く、また、なまはげ柴灯まつりに繋げるイベントは、ファミリー層のほか、インバウンドの観光客も一定数来場していることから、冬季誘客コンテンツとして定着が期待される。

8 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められる。

なお、補助対象外の経費については、区分経理を明確にされたい。

株式会社 SKO

1 補助金等の名称

男鹿市宿泊事業者省人・省力化等支援事業費補助金

2 補助金等の交付額

3,006,000円（市全額）

3 補助金等の交付根拠条例等

男鹿市宿泊事業者省人・省力化等支援事業費補助金交付要綱

4 補助金等の交付目的

市内宿泊事業者が、施設の設備機器等の導入により、人手不足の解消を図る取組に支援する。

5 事業概要と実績

(1) 事業概要

これまで属人化していた業務を代替する設備機器（スマートチェックイン・アウトシステム、チャットボット、宿泊施設管理システム）等の導入

(2) 実績

・導入内容 予約管理システム（タブレット7台を含む）

6 事業収入、支出の状況

収 入	6,013,400円	（市補助金の比率 50.0%）
支 出	6,013,400円	（市補助金の比率 50.0%）
差 引	0円	

7 事業の効果

予約管理システムの導入により、全ての予約情報がシステムに取り込まれ、手入力作業が不要となったほか、属人化していた業務がリアルタイムでの情報共有により不要となった。また、チェックイン手続きが大幅に簡略化され、業務時間の短縮につながった。

8 監査の結果

補助事業は、補助金の交付目的に沿って執行されており、出納その他の事務は、概ね適正に処理されているものと認められる。

なお、補助金については、適期（実績報告書提出後30日以内）に支払われたい。

男鹿温泉郷協同組合

(指定管理施設：男鹿温泉交流会館五風)

1 根拠条例

男鹿市男鹿温泉交流会館条例

2 指定管理料

2, 404, 000円

3 管理に関する協定等

- (1) 男鹿温泉交流会館五風の管理に関する基本協定書
- (2) 男鹿温泉交流会館五風の管理に関する年度協定書及び変更年度協定書

4 管理の対象業務

- (1) 施設への入館の許可及び入館の制限等に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 観光案内等に関する業務
- (4) 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

5 利用料金

男鹿市男鹿温泉交流会館条例により、指定管理者が利用料金を徴収する。

6 実績

施設利用者数 31, 504人(前年度比 102. 4%)
うち ふれあいホール(太鼓イベント等) 27, 616人(283回)
和室(手作り体験、会議等) 1, 248人(187回)
その他(市場・展示スペース) 2, 640人

7 収入、支出の状況

収 入	10, 596, 244円	(市指定管理料の比率 22. 7%)
支 出	10, 596, 244円	(市指定管理料の比率 22. 7%)
差 引	0円	

8 効果

なまはげ太鼓ライブは、温泉郷の体験コンテンツとして高い評価があるほか、手作り体験工房は、観光客や教育旅行での立ち寄り施設として利活用されるなど、男鹿温泉郷、男鹿市への観光誘客、滞留延長の役割を果たしており、利用者数は31,504人、前年比102.3%となった。

9 監査の結果

施設・設備の老朽化が進む中で、良好な維持管理と、利用者に対するサービスの維持に努めており、概ね適正に管理・運営が行われていると認められる。

冬季や日中の施設利用が低調となっているので、利用促進に向けた自主事業等への取組の強化が望まれる。

男鹿市スポーツ協会・正和会・むつみJV

(指定管理施設：男鹿市体育施設 16 施設)

1 根拠条例

男鹿市都市公園条例、男鹿市B&G海洋センター条例、男鹿市公園条例、男鹿市若美球場条例、男鹿市サンワーク男鹿条例、男鹿市トレーニングセンター条例

2 指定管理料

113,449,000円

3 管理に関する協定等

- (1) 男鹿市体育施設等の管理運営に関する基本協定書
- (2) 男鹿市体育施設等の管理運営に関する年度協定書及び変更年度協定書

4 管理の対象業務

- (1) 対象施設
男鹿市体育施設等16施設
- (2) 対象業務
ア 施設等の利用の許可及び利用の制限等に関する業務
イ 施設等及び設備の維持管理に関する業務
ウ 施設等を活用したスポーツの普及振興に関する業務 等

5 利用料金

男鹿市都市公園条例等より、指定管理者が利用料金を徴収する。

6 実績

施設利用者数	166,865人	(前年度比 125.4%)
うち 指定事業	2,473人	(前年度比 98.4%)
自主事業	9,877人	(前年度比 117.7%)

7 収入、支出の状況

収 入	121,235,397円	(市指定管理料の比率 93.6%)
支 出	116,480,671円	(市指定管理料の比率 97.4%)
差 引	4,754,726円	

8 効果

施設の維持管理を通じて、市民への健康運動指導や各種健康教室の定期開催により、運動習慣の定着化、体力向上及び健康増進が図られた。また、総合運動公園を活用したイベント等の開催により、交流人口の拡大と賑わいの場が創出された。

9 監査の結果

施設の良い維持管理と、利用者に対するサービスの維持・向上に努めており、概ね適正に管理・運営が行われていると認められる。

新たな自主事業の継続的な展開に向けて、構成団体の一層の連携強化を望みたい。

男鹿駅周辺広場賑いづくり共同事業体

(指定管理施設：男鹿駅周辺広場)

1 根拠条例

男鹿市男鹿駅周辺広場条例

2 指定管理料

9, 500, 000円

3 管理に関する協定等

- (1) 男鹿駅周辺広場の管理運営に関する基本協定書及び変更協定書
- (2) 男鹿駅周辺広場の管理に関する年度協定書

4 管理の対象業務

- (1) 施設等の利用の許可及び利用の制限等に関する業務
- (2) 施設等及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 施設等を活用した男鹿駅周辺の賑いの創出に関する業務
- (4) 市民の交流する場の提供に関する業務
- (5) 業務計画策定及び報告業務
- (6) 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

5 利用料金

男鹿市男鹿駅周辺広場条例第18条により、指定管理者が利用料金を徴収する。

6 実績

施設利用者数 77, 524人（前年度比 117.5%）

7 収入、支出の状況

収 入	16, 352, 131円	（市指定管理料の比率 58.1%）
支 出	16, 265, 757円	（市指定管理料の比率 58.4%）
差 引	86, 374円	

8 効果

男鹿駅周辺広場の適切な維持管理や民間が主体となって実施するイベントへの貸出など、人々が集う交流の場としての賑わい創出に努めた。また、男鹿市商工会や男鹿南中学校など地域を巻き込みなが来場者の拡大を図り、新たな事業展開を目指す者等の支援と地域経済の発展及び活力の創生につなげた。

9 監査の結果

荒天時の対応や冬季の誘客等の課題を抱える中で、施設の良い維持管理と、利用者に対するサービスの維持に努めており、概ね適正に管理・運営が行われていると認められる。

自主事業については、カフェの運営のみに止まっているので、管理・運営体制の強化も併せて、施設利用の一層の向上につなげる新たな取組を期待したい。

公益社団法人 男鹿市シルバー人材センター

(指定管理施設：男鹿市斎場)

1 根拠条例

男鹿市斎場条例

2 指定管理料

24, 111, 000円

3 管理に関する協定等

- (1) 男鹿市斎場の管理に関する基本協定書
- (2) 男鹿市斎場の管理に関する年度協定書

4 管理の対象業務

- (1) 火葬及び焼却に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

5 使用料

男鹿市斎場条例により、市が使用料を徴収する。

6 実績

使用料件数（火葬）	712件（前年度比 80.5%）
うち 市内 //	590件（前年度比 82.1%）
市外 //	122件（前年度比 73.5%）

7 事業収入、支出の状況

収入	24, 117, 096円（市指定管理料の比率100.0%）
支出	24, 113, 976円
差引	3, 120円

8 事業の効果

老朽化した施設・設備の大規模改修により、安定した管理・運営を行うことで、市内の利用者への利便性と環境サービスの提供が図られた。

9 監査の結果

施設の良好な維持管理が行われているとともに、安心して利用できるサービスの維持・向上に努めており、概ね適正に管理・運営が行われていると認められる。

なお、大規模改修に伴って購入した備品に係る台帳の整備を怠っていたので、速やかに整備されたい。